

平成27年度
第1回近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会

日 時:平成27年5月14日(木) 13:00~15:00
場 所:近畿中国森林管理局 第3会議室(4階)

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 次長挨拶
- 3 出席者紹介(新任者挨拶)
- 4 委員長選出
- 5 委員長挨拶
- 6 議 題
 - (1)平成27年度重点取り組み事項について
 - (2)近畿中国局管内の需給動向について
 - ・関連資料説明及び各委員からの現況報告
 - (3)国有林材供給調整の必要性について
 - ・分析表等による供給調整の必要性の検討
 - (4)その他
- 7 閉 会

第1回検討委員会配布資料一覧表

- ・議事次第及び配布資料一覧表
- ・検討委員会出席者名簿
- ・平成27年度 検討委員会委員名簿
- ・近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領
- ・座席表
- ・関連資料
 - 資料1 平成27年度重点取り組み事項について
 - 資料2 国内経済の概況
 - 資料3 委託による局管内の木材価格動向調査の報告
 - 資料4 近畿中国森林管理局管内バイオマス発電施設関連資料
 - 資料5 近畿中国森林管理局 管内の国有林材等販売状況
 - 資料6 素材価格の変動分析資料
 - 資料7 近畿中国森林管理局管内 地域の木材需給動向

平成27年度
第1回近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会

出席者名簿

H27.5.14

委員

氏名	所属等
松下 幸司	京都大学准教授
西山 久雄	和歌山県農林水産部森林・林業局 林業振興課長
池田 稔	岡山県農林水産部林政課長
小出 一博	株式会社フォレストこいで代表取締役社長 岡山県北部素材生産協同組合代表理事
大野 英輔	中国木材株式会社取締役 ひろしま木材事業協同組合専務理事
内藤 和行	林ベニヤ産業株式会社代表取締役社長 日本合板工業組合連合会副会長
難波 芳英	江与味製材株式会社代表取締役社長 岡山県木材組合連合会副会長
西垣 泰幸	西垣林業株式会社代表取締役社長 (一社) 全日本木材市場連盟副会長

森林管理局

氏名	役職等
合田 和弘	次長
鶴園 重幸	森林整備部長
佐藤 秀憲	資源活用課長
西村 敏行	企画官（間伐推進）
水野 拓郎	企画官（木材需給対策）
青木 克介	収穫係長

平成27年度 近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学 識 経 験 者	松 下 幸 司	京都大学准教授	
都 道 府 県	西 山 久 雄	和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課長	
	池 田 稔	岡山県農林水産部林政課長	
素 材 生 産 業	小 出 一 博	株式会社フォレストこいで 代表取締役社長	岡山県北部素材生産協同組合 代表理事
木 材 業 界	榎 本 崇 秀	株式会社山長商店 取締役副社長	
	大 野 英 輔	中国木材株式会社 取締役	ひろしま木材事業協同組合 専務理事
	内 藤 和 行	林ベニヤ産業株式会社 代表取締役社長	日本合板工業組合連合会 副会長
	難 波 芳 英	江与味製材株式会社 代表取締役社長	岡山県木材組合連合会 副会長
原 木 市 場	西 垣 泰 幸	西垣林業株式会社 代表取締役社長	(一社)全日本木材市場連盟 副会長
製 品 市 場			

近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領

第1 目的

この要領は、国有林材の供給において、木材価格急変時の供給調整機能を発揮するため、専門的な観点から国有林材の供給調整の必要性、実施方法等を検討する近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会の設置、これに基づく国有林材の供給調整の実施方法等につき、必要な事項を定める。

第2 近畿中国国有林材供給調整検討委員会

1 設置の目的

近畿中国森林管理局（以下「森林管理局」という。）の国有林材の供給において、木材価格急変時の供給調整機能を発揮するため、「近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるものとする。

2 検討事項

委員会は、市況調査等を基に、次の（ア）～（オ）について確認するとともに、いくつか該当する場合には、森林管理局内の国有林材の供給調整の必要性及び第3に定める供給調整の実施方法のうち適当なものについて検討し、これらの検討結果を様式1により遅滞なく森林管理局長に報告する。

- （ア）木材価格の前月比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。
- （イ）木材価格の前月比が、下落（上昇）傾向を5ヶ月以上継続している。
- （ウ）木材価格の前年同月比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。
- （エ）2カ年平均価格比が、定常範囲を逸脱した動きを示している。
- （オ）上記の外、原木市場等の丸太の入荷量・販売量・在庫率等の状況や先行き動向等が定常範囲を逸脱した動きを示している。

なお、「定常範囲を逸脱する動き」については、国有林材の供給調整機能検討事業調査報告書（平成24年9月28日（財）日本木材総合情報センター）に示された統計的な判断基準、指標を参考とするものとする。

3 委員会の構成

- （1）委員会の委員は、学識経験者、府県の民有林行政の職員及び木材の生産、流通、加工等の関係者の中から、森林管理局長が選任した者で構成する。
- （2）委員の任期は、委員を承諾した日からその年度の3月末までとし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 運営

委員会は、次により運営する。

- （1）委員会には、委員長を置き、委員の互選によって選任する。
委員長は、委員会を総理し、代表する。
- （2）委員長の指名により副委員長1名を置く。
副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- (3) 委員会は、原則として四半期に1回開催する。
ただし、森林管理局長が必要と認める場合には、臨時に開催することができる。
- (4) 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 委員長が木材需給の動向等について意見聴取を行う必要があると認めたときは、委員以外の者にヒアリング等を行うことができる。
- (6) 委員会の検討に資するため、必要に応じて委員による現地調査を実施することができる。
- (7) 委員会で使用した検討資料について、公表されている資料以外は非公表とする。
- (8) 森林管理局は、委員会の検討結果の概要及び国有林材の供給調整の対応方向を、森林管理局のホームページにおいて公表する。
- (9) 委員会出席に係る委員等の手当は、「謝金の支出基準について」(平成22年4月5日付け22林政政第2号林野庁長官通知)に基づき、支出する。
- (10) 委員会出席に係る委員等の旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)に基づき支出する。
- (11) この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

5 事務局

委員会の事務局は、森林整備部資源活用課に置き、庶務を行う。

なお、委員会の庶務は、予算の範囲内で外部に委託することができる。

第3 供給調整

森林管理局長は、委員会の報告等を踏まえ、森林管理局内の国有林材の供給調整が必要と判断した場合には、次の(1)から(3)の実施方法により国有林材の供給調整を実施する。

(1) 丸太の供給時期等による供給調整

丸太価格の急激な高騰又は下落が生じ、早急に丸太の供給調整が必要と判断される場合には、市場等への丸太の供給時期の調整、立木販売箇所の搬出期間の延長等による供給調整を行う。

(2) 丸太輸送による供給調整

一部の地域において丸太価格の急激な高騰又は下落が生じ、早急に丸太の供給調整が必要と判断される場合は、当該地域と他地域との間での輸送による供給調整を行う。

ただし、森林管理局管内を越える輸送による供給調整を行おうとする場合には、林野庁と調整したうえで実施することとする。

(3) 備蓄林による供給調整

木材需給に急激な変化が生じた場合であって、前各号による供給調整ではなお不十分と判断される場合には、備蓄林からの立木供給等による供給調整を行う。

ただし、備蓄林からの立木供給等による供給調整を行おうとする場合には、林野庁と調整した上で実施することとする。

第4 備蓄林

森林管理署長又は森林管理事務所長は、供給調整の一環として、円滑かつ速やかに立木の販売又は製品の生産を行い得るよう、事業計画で予定する立木販売又は製品の生産を行う林分とは別に、収穫調査等を完了させた林分を備蓄林として常に一定量を確保しておくものとする。

様式1

平成 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会委員長

平成〇年度第〇四半期(〇月)の近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会の
検討結果について

近畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領の第2の2の規程に基づき、近
畿中国森林管理局国有林材供給調整検討委員会の検討結果を報告する。

1 検討結果について

(注)供給調整実施の必要性の有無と理由について記載する。

2 供給調整の実施方法

(注)1の検討結果で「供給調整の必要性がある」とした場合は、委員会として有効と判断す
る供給調整の具体的な実施方法について記載する。

3 その他

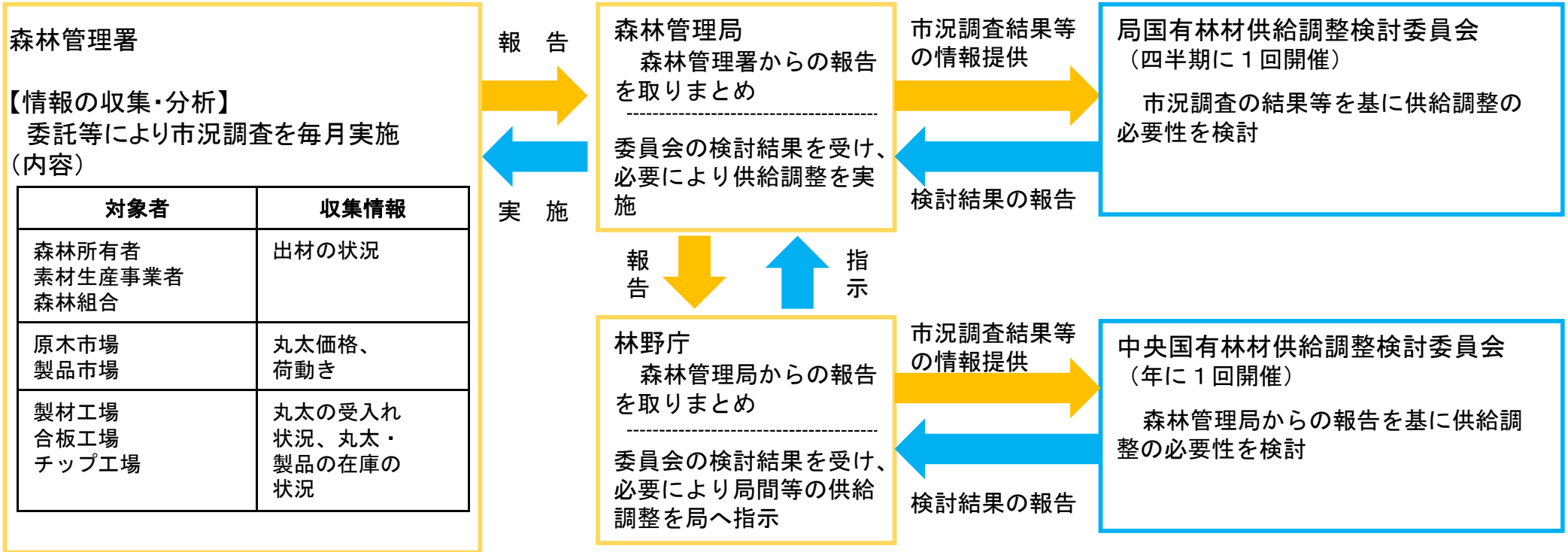
(注)特記すべきものがあれば記載する。

(注)局委員会の資料を添付すること。

国有林材供給調整対策について

【趣旨】

- ・木材価格の急激な変動を緩和していくことは、森林所有者のみならず林業事業者、木材産業等の経営の安定を図る上で重要
- ・国有林では、木材を政策的に供給しうる優位性を活かして、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向を踏まえた供給調整を実施し、セーフティネットとしての機能を発揮



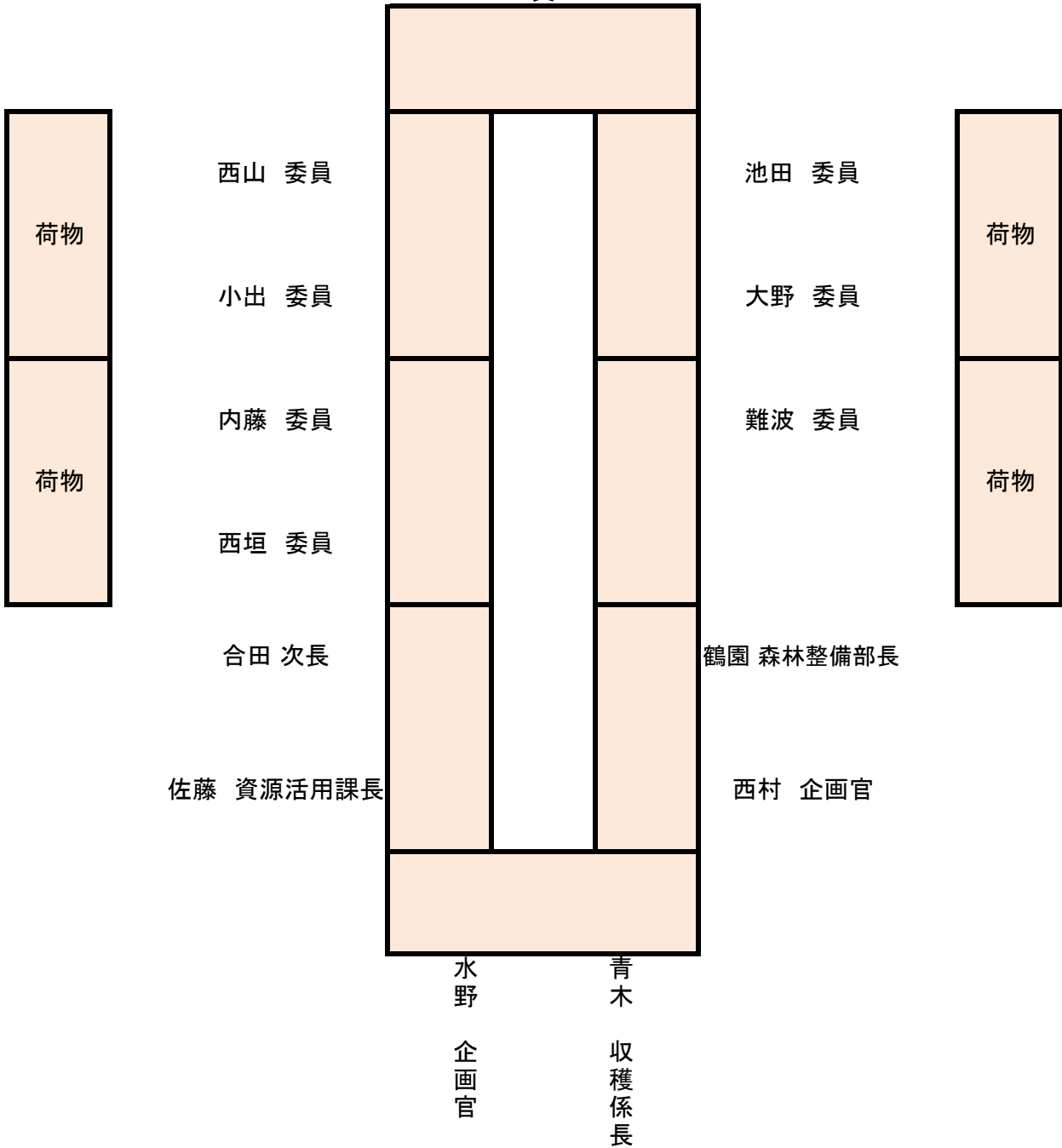
実施

【供給調整の実施】

- 丸太の供給時期等による供給調整
市場等への丸太の供給時期の調整、立木販売箇所の搬出期間の延長等による供給調整を実施
- 丸太輸送による供給調整
当該地域と他地域との間での輸送による供給調整を実施
- 備蓄林による供給調整
備蓄林からの立木供給等による供給調整を実施

座 席 表

松
下
委
員



出入口